

## 事業承継税制への対応等

### 1 制度の概要

事業承継税制は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく都道府県知事の認定のもと、会社又は個人事業の後継者が取得した非上場株式又は事業用資産について、一定の要件のもと、その贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等があった場合には、その納付が免除される制度である。

この事業承継税制については、中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で集中的な代替わりを促す観点から、近年、以下のとおり、大幅な改正が行われた。

#### (1) 法人（非上場株式等）に係る事業承継税制の特例措置の創設（平成30年度改正）

これまでの措置に加え、10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日まで）の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置が創設された（資料1～資料4）。

#### (2) 個人事業者に係る事業承継税制の創設（令和元年度改正）

10年間（平成31年1月1日から令和10年12月31日まで）の措置として、土地・建物・減価償却資産等、個人の事業用資産を対象とした納税猶予制度が創設された（資料5）。

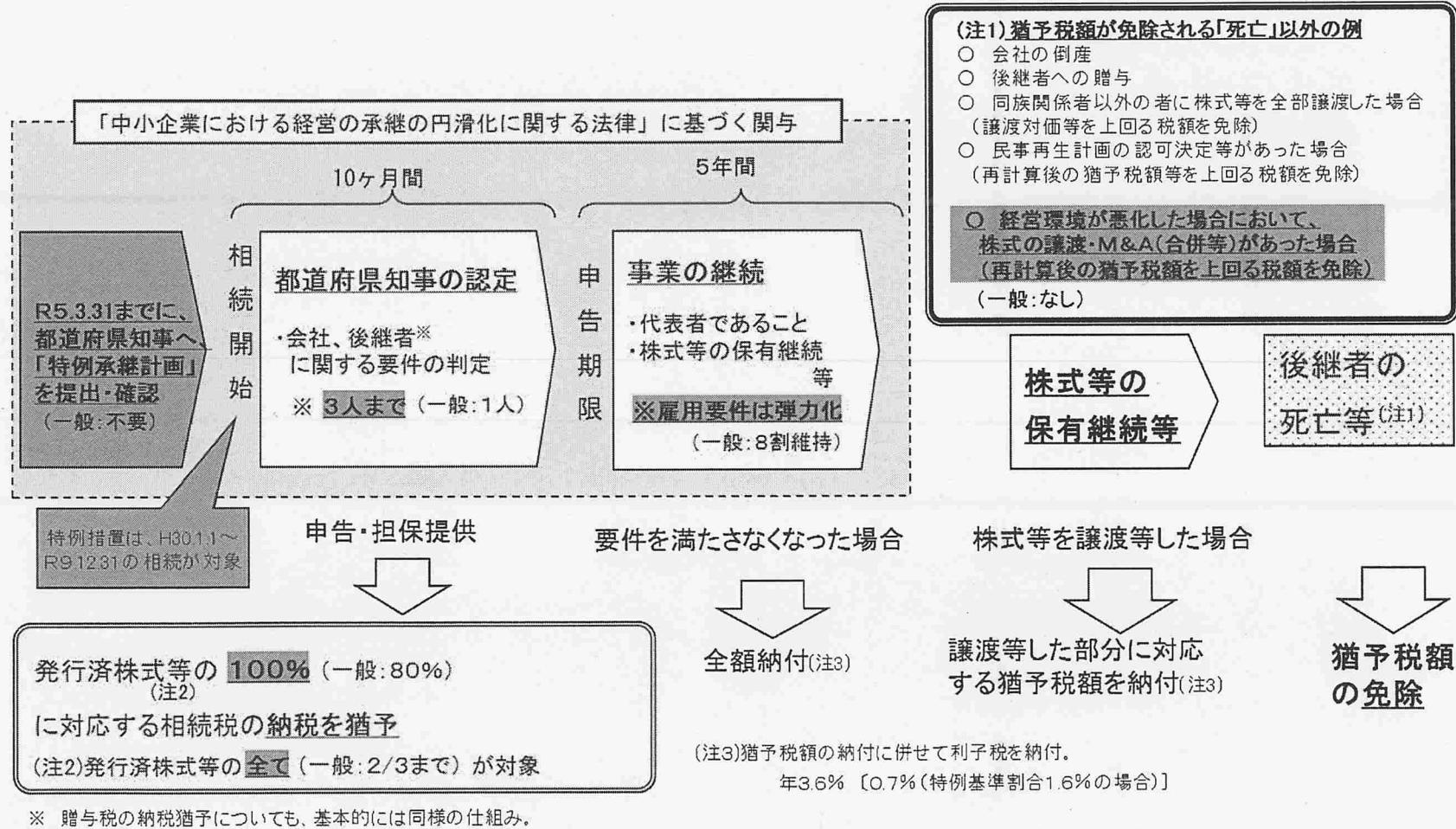
### 2 周知・広報等について

事業承継税制については、これまでの法人に係る措置に加え、令和元年度税制改正において、個人事業者に係る措置が創設されるなど、社会的関心が高まっていることから、職員研修を的確に実施し、制度内容についての職員の理解を深めるとともに、関係民間団体等による各種説明会・研修会への講師派遣の依頼に積極的に対応するなど、制度の周知・広報に努めることとしている。

#### （参考）これまでの周知・広報等について

- ・ 国税庁ホームページに事業承継税制の特集ページを新設し、制度周知用のパンフレットを掲載。また、当該パンフレットについては各税務署に配布。
- ・ 日本税理士会連合会に対し、各税理士会・関与先等への制度周知の依頼を実施。
- ・ 個人事業者に係る事業承継税制について、全国青色申告会総連合に対し、会員等への制度周知の依頼を実施。
- ・ 平成30年4月から12月までの間に、局署職員が関係民間団体等に対して事業承継税制に係る説明会を約400回実施。

(資料1) 非上場株式等に係る事業承継税制の概要  
(相続税の納税猶予の場合)



## 事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)  
の経営者



生前贈与・相続

株式



後継者



事業を続け  
ている限り  
納税猶予

### 入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象

猶予割合80%

承継後5年間平均8割の  
雇用維持が必要

経営者が保有する  
全株式が対象

猶予割合100%

#### 雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化して  
いる場合などについて認定支援機関の指導助言

#### 経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、  
その時点の株式価値で税額を再計算して差額を  
減免。

### 承継パターンの拡大

- 複数人→1人への承継  
1人→最大3人への承継  
についても  
事業承継税制の対象とする
- 親族外の後継者について  
相続時精算課税の対象とする

### 5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

- 経営者が作成
- 後継者指名や経営見通し等
- 金融機関その他の認定支援  
機関の指導助言

その後の猶予期間も含め  
て本頁の特例が適用される

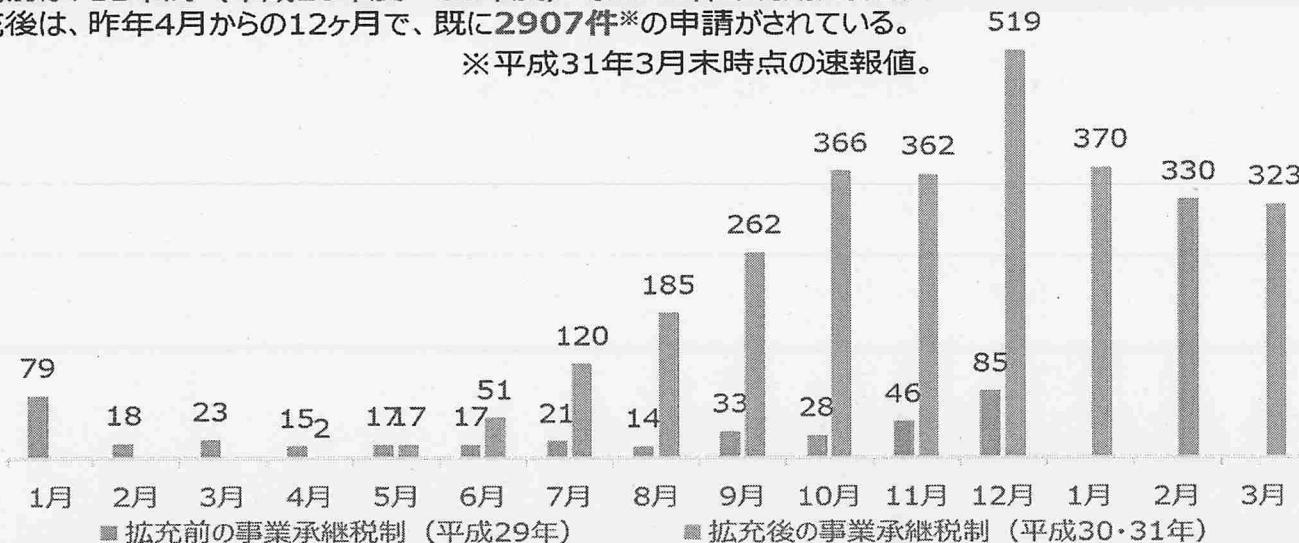
## 法人の事業承継税制の抜本拡充

中小企業庁作成

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」を、平成30年度の税制改正で抜本的に拡充。
- 拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2500件の利用だったが、拡充後は既に2,900件を超える申請がなされている。

拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2500件の利用だったが、  
拡充後は、昨年4月からの12ヶ月で、既に2907件※の申請がなされている。

※平成31年3月末時点の速報値。



### 法人向け事業承継税制の抜本拡充の概要（平成30年度税制改正）

- ①対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。納税猶予割合も100%に拡大することで承継時の税負担ゼロに。
- ②親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。
- ③年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に。
- ④売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

(資料4) 非上場株式等に係る事業承継税制の適用状況

○ 平成30年分 (特例措置と一般措置の選択)

・ 贈与税（速報値）

特例措置		一般措置	
申告件数	納税猶予税額	申告件数	納税猶予税額
件 522	百万円 40,276	件 16	百万円 1,071

・ 相続税（速報値\*）

特例措置		一般措置	
申告件数	納税猶予税額	申告件数	納税猶予税額
件 221	百万円 10,177	件 46	百万円 2,844

\* 平成31年3月31日までに申告書が提出されたもの。

○ 平成29年分以前 (一般措置のみ)

年 分	相 繙 税		贈 与 税	
	適用件数	納税猶予税額	適用件数	納税猶予税額
平成29年分	件 230	百万円 15,333	件 141	百万円 10,221
平成28年分	194	9,865	227	17,602
平成27年分	224	14,813	270	26,567
平成26年分	127	6,413	43	4,941
平成25年分	110	6,700	78	4,754
平成24年分	81	6,693	72	4,485
平成23年分	51	2,227	77	7,654
平成22年分	80	4,086	63	5,579
平成21年分	146	4,312	(未把握)	(未把握)
平成20年分	45	5,557		
計	1,288	75,999	971	81,803

(注)1 「国税庁統計年報」による。

2 相続税の適用件数は、納税猶予の適用を受けた相続人の数である。

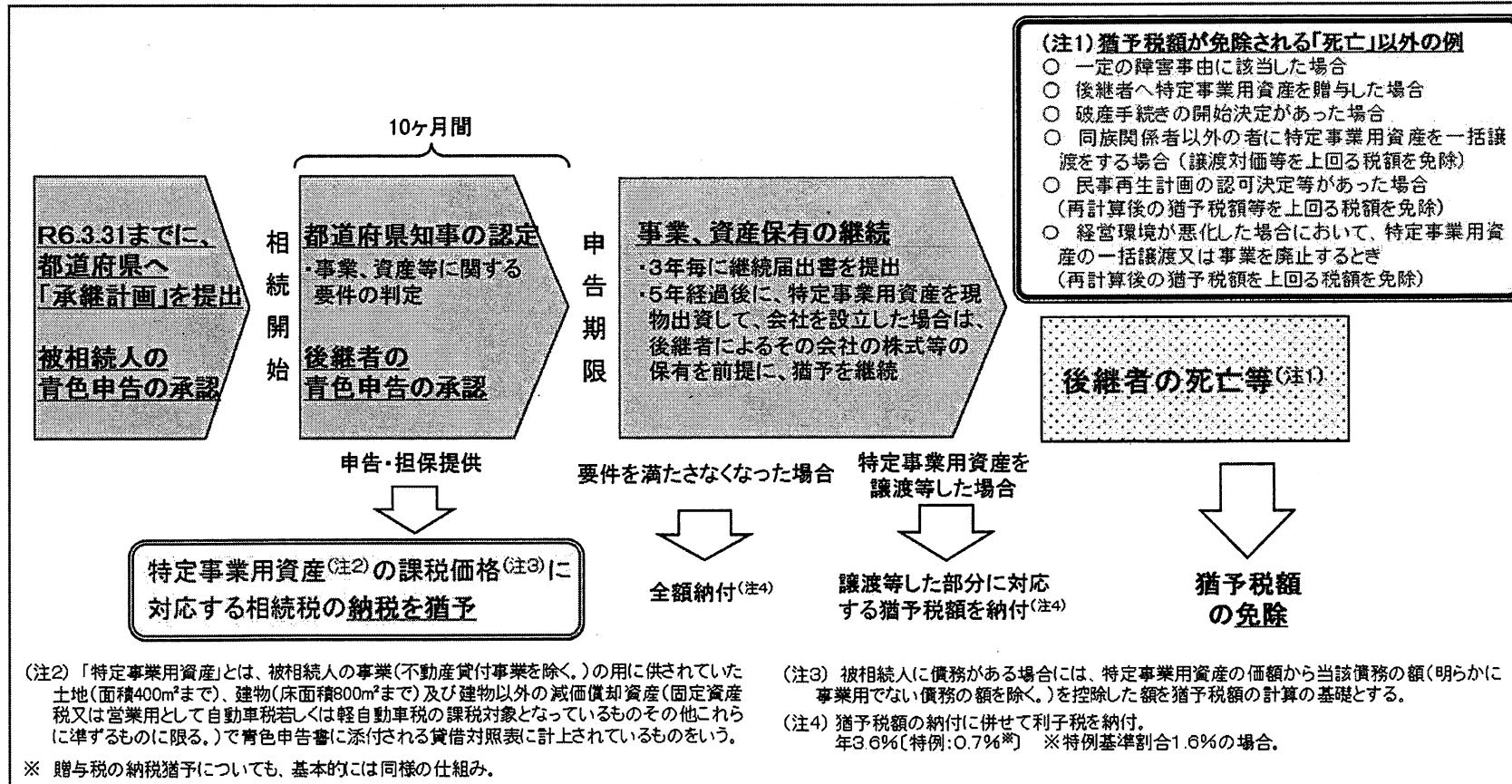
3 非上場株式等についての相続税の納税猶予は、平成20年10月1日以後の相続等に適用される。

4 非上場株式等についての贈与税の納税猶予は、平成21年4月1日以後の贈与に適用される。

5 贈与税の平成21年分の計数については、非上場株式等についての納税猶予と農地等についての納税猶予の適用件数等の合計値(120件)を公表している(非上場株式等についての納税猶予のみの適用件数等は把握していない。)。

## 個人事業者の事業承継税制の創設

- 特定事業用の小規模宅地の特例との選択適用で、10年間(平成31年1月1日～令和10年12月31日)の時限措置として、個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を創設する。



保存期間：3年

(令和3事務年度末)

法人課税課

## 法人税・消費税事務の運営方針等

### I 基本方針

法人課税事務は、法人税、源泉所得税、消費税、間接諸税及び酒税と多税目を所掌しているため、その事務運営に当たっては、関係部署間の緊密な連絡協調体制の下で全体としてバランスのとれた執行を図ることとしている。

また、調査の実施に当たっては、法人税、源泉所得税、消費税の同時調査体制を基本としている。

### II 申告・調査事績の概要（署所管法人）

#### 1 申告事績

平成 29 年度（平成 29.4～30.3）の法人税申告件数は 287 万 3 千件（前年対比 101.2%）、申告所得金額は 21 兆 3,754 億円（同 108.7%）、申告税額は 4 兆 2,944 億円（同 107.0%）となっている。（表 1）

また、消費税申告件数は 196 万 8 千件（同 100.6%）、申告税額は 7 兆 5,864 億円（同 99.3%）となっている。（表 2）

#### 2 調査事績

平成 29 事務年度の法人税調査事績は、調査件数 9 万 5 千件（前年対比 100.9%）、増差所得金額 5,270 億円（同 110.3%）、不正所得金額 2,701 億円（同 113.7%）、追徴本税額 915 億円（同 113.3%）となっている。（表 3）

また、消費税調査事績は、調査件数 9 万 1 千件（同 100.7%）、追徴本税額 411 億円（同 97.3%）となっている。（表 4、5）

### III 令和元事務年度における重点課題等

#### 1 法人課税事務の効果的・効率的な運営

調査事務運営については、局の指示の下、内部事務の効率的な処理等を通じて外部事務量を最大限確保した上で、的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の深度ある調査と、中低階級法人に対する効率的な調査・接触を適切に組み合わせ、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理により、法人課税部門全体として、適正な申告の確保に向けて最も効果的・効率的な事務運営となるよう配意する。

その際、局は、調査事務量を有効に活用し、一般部門、特別調査班、特別国税調査官、国際税務専門官等の各機能が各自の役割を最大限発揮できるよう、選定対象を明示し、各署において調査必要度が高い法人に適切に事務量が投下されるよう適時・適切な指導を行うなど、更なるマネジメントの充実に努める。

また、適正な申告・納税を行っている法人を広く育成することが、税務行政の円滑な運営に寄与することから、関係民間団体等との連携・協調及び優良申告法人制度の適正な運用に努める。

なお、法人の管理に当たっては、実地調査や簡易な接触（実地調査以外の調査や行政指導）をはじめとするあらゆる機会を捉えて、法人の事業実態や申告内容等の情報に加え代表者・役員等に関連する個人納税者の情報の積極的な収集・蓄積に努めることにより、個人・法人の関連性にも着目した管理の充実を図る。

おって、より効果的な納税者管理の実現を図る観点から、実況区分、売上階級区分、業種・業態区分等に応じた管理を徹底する。

## 2 調査関係事務の充実

大口・悪質な不正計算が想定される法人等については、調査事務量を重点的に投下することにより、調査の重点化を進めることとし的確な現況・現物確認調査や補完調査を行うなど、法人税、消費税及び源泉所得税について深度ある実地調査（一般同時調査）を実施する。

なお、一般同時調査のうち、特に悪質で多額の不正計算を行っているなど、調査困難で多角的な調査を要する法人等については、特別調査班による組織的かつ深度ある精緻な実地調査（特別調査）を実施する。

また、申告状況・資料情報等を基に幅広い観点から選定した結果、特定の項目の非違が想定される法人に対しては、当該調査対象項目に着目した重点的な実地調査（重点項目調査）を実施する。

このほか、申告内容の不審事項の解明や事業実態の把握を行う必要がある法人等に対しては、電話、書面照会及び書面添付制度の意見聴取の活用といった簡易な接触（実地調査以外の調査や行政指導）を活用する。行政指導等の実施に当たっては、特定の部署や時期に集約するなど、効率的な処理に努める。

なお、重点項目調査や署内調査、行政指導の実施に当たっては、局法人課税課において、引き続き、局署の実情に応じた調査対象項目や対象事案を明確に署に示すなど、その取組の評価・検証を的確に行うよう配意する。

また、局（調査課）署を通じた効果的・効率的な法人調査の観点から、引き続き、局調査課との連携・協調に配意する。

### （1）納税者管理の充実

調査事務量を有効に活用する観点から、調査等の過程を通じて、実況区分の判定換えが必要な法人については、確実に判定換えを行い、その判定理由の引継ぎを徹底するとともに、特に大口・悪質な不正計算が想定される重点管理対象法人など、継続的な管理を要する法人については、管理担当者を指名の上、引き続き、署第一部門統括官等が適切に関与し、資料情報の収集・蓄積を含めた管理の充実を図るなど、納税者管理の精緻化に向けた取組を継続的に実施する。

### （2）調査選定の的確化・効率化

調査対象の選定に当たっては、KSKシステム等を効果的に活用することにより、真に調査が必要な納税者が選定されるよう、調査選定の的確化・効率化に努める。

また、局は納税者の規模や調査困難度等に応じて、一般部門、特別調査班、特別国税調査官、国際税務専門官等の各機能が各々の役割を最大限発揮できるよう選定対象を署に明示する。

なお、署統括官による選定を基本としつつも、部門単位での取組が困難な法人等への的確な取組を図る観点から、副署長又は署第一部門統括官主導の下、部門の枠組みを越えた調査対象の選定を併せて実施するなど、署全体として真に調査必要度の高い法人を的確に選定する。また、局は調査必要度が高いにもかかわらず長期未接触となっている法人が放置されないよう、K S Kデータ等を活用した選定支援情報を適宜署に還元するとともに、必要に応じて適切な調査体制の編成に関与するなど、的確かつ計画的な調査が行われるよう更なるマネジメントの充実に努める。

### (3) 進行管理の徹底

署統括官は、調査担当者の復命等を踏まえ、その後の調査展開を具体的に指示し、個々の事案について、メリハリをつけた進行管理を徹底する。

特に、重点項目調査の実施に当たっては、当該調査が特定の調査対象項目に着目した重点的な調査であるという趣旨等を十分に理解の上、進行管理の徹底を通じた調査日数の効率的な活用に努める。

また、署長・副署長等は、「計画兼事績表（指令表）」等の決裁を通じた進捗管理にとどまらず、個々の事案の進行管理を含め、部門運営全般について、適時・適切な指導を行い、更なるマネジメントの充実に努めるとともに、調査や行政指導の取組状況について、P D C Aサイクルに基づき分析・検証し、必要に応じて事務運営の改善を図る。

### (4) 人材育成への取組

経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会の国際化・情報化の進展など、税務行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、専門的知識・技能等、職務の遂行に必要な能力の一層の向上が求められている現状を踏まえ、研修の実施に当たっては、統括官等の管理者や調査経験の浅い職員など研修受講者の職位に求められる役割や必要な知識・能力を踏まえた研修計画に基づき、集合指導、自己研修、O J Tなどを効果的に組み合わせた総合的な研修を実施する。

なお、研修効果の向上を図る観点から、講義中心の研修だけではなく討議方式を探り入れた参加型研修の積極的な実施に努める。

さらに、職員全体の海外取引調査能力やI C T調査能力の向上を図る観点から、海外取引やI C T調査研修を受講した職員に対して確実にO J Tを実施するほか、研修未受講の職員に対しては、各局署で開催している研修へ参加可能となるよう配意する。

## 3 重点課題への取組

### (1) 調査事務運営の充実のための取組

#### イ 重点管理対象法人に対する取組

重点管理対象法人は、調査必要度が最も高く、継続的に管理を要する法人であることから、その管理に当たっては責任者を明確にし、署第一部門統括官等が適切に関与の上、納税者管理の徹底を図るとともに優先的に事務量を確保し、計画的・継続的な資料情報の収集・蓄積及び事案に応じた適切な調査体制の編成等により深度ある調査を実施する。

局法人課税課においては、署が行う調査に当たって、所要の調査体制を整備し、深度ある調査が実施できるよう配意する。

#### ロ 消費税調査の充実等

消費税に関する調査事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査に取り組む。

具体的には、あらかじめ一定の調査事務量を確保の上、KSKシステムを効果的に活用し、消費税固有の非違が想定される法人（無所得法人を含む。）を選定し、重点項目調査として調査を実施するほか、軽微な誤りについては、書面照会等の行政指導を活用するなど効率的な是正に努め、意図的な無申告や消費税額の圧縮など消費税固有の不正計算を行っていると想定される法人に対しては、厳正な調査を実施する。

また、調査に当たっては、職員の消費税調査に対する重要性の認識を高め、法人税の観点で選定した事案であっても、消費税固有の非違を念頭に置いた調査を実施し、消費税還付申告法人については、一定の基準に基づき還付保留を行い、行政指導や署内調査を通じた的確な還付審査を実施する。更に還付審査で還付原因の解明ができなかった法人や還付原因に不審な点がある法人については、的確に調査を実施する。

おって、特に不正還付が想定される事案等については、適切な調査体制を構築した上で、厳正な調査を実施する。

#### 八 海外取引事案への取組

海外取引事案については、局国際税務専門官の関与の下、海外取引法人等に対する調査事務量を優先的に確保した上で、署の海外取引法人等の分布等を考慮した事務計画を策定し、事務年度当初から法人課税部門全体で積極的に取り組む。

なお、海外取引法人等の的確な選定に資するため、海外取引に関する情報（業態コード、非違内容等）の確実なKSKシステムへの入力により情報の蓄積を図り、納税者管理の充実に努める。

また、国外送金等調書及びCRS情報等の各種資料情報や租税条約に基づく情報交換制度等を積極的に活用するなど、情報収集の強化に努める。

署国際税務専門官は、専門的調査能力を最大限生かし、独自事案では、海外非違を念頭においていた深度ある調査を実施するほか、支援事案では、海外取引規模が大きい法人など、真に支援すべき事案を対象とする。

また、一般部門等職員の海外取引調査能力の向上のため、国際取引調査実務研修を受講した職員に対する効果的なOJTを実施するとともに、その効果を高めるため、署統括官等は、OJT受講者に対して、単独事案を指令する。

おって、署統括官等に対して効果的な研修を実施し、海外取引事案の選定・復命指示管理の意識や能力の向上を図る。

#### 二 無申告法人に対する取組

無申告法人については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び徴収部門など他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて効率的に事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、引き続き、適切に事務量を見積もり計画的な実態把握・調査に取り組む。

無申告法人の取組に当たっては、長期間無申告とならないように、行政指導を特定部署等に集約するなどして効率的に実施するとともに、調査必要度の高い法人に対しては的確に調査を実施する。

なお、調査に当たっては、法人税のみならず、消費税や源泉所得税の観点からも積極的に調査対象に選定する。

また、調査後の適正申告を維持する観点から、調査終了時における進行期の申告指導や税理士関与の勧奨のほか、翌期の申告期限前の電話による注意喚起の実施など、調査後のアフターケアを確実に実施する。

#### ホ 重点業種等への取組

重点業種等については、社会的関心が高い好況業種等や不正潜在化が見込まれる調査困難業種を的確に指定し、局の積極的な関与の下、業種、地域、税目等への波及・牽制効果にも配意した調査に取り組む。

#### ヘ 連携調査等への取組

連携調査等については、反面調査等では、不正計算の把握及び取引実態の解明等が困難と認められる事案や広域的に事業を展開する法人グループに対し、組織的かつ戦略的に取り組む。

なお、調査に当たっては、基幹署の統括官等が中心となって、関係部署間の緊密な連絡・協議の下、調査必要度の判定を的確に行い適切な調査体制を編成し、組織的かつ戦略的な連携調査を実施する。特に、「広域管理事案」に指定した大規模な法人グループ等については、署特別調査情報官の主導の下、調査着手に向けて必要な資料情報の収集を継続的に行うことにより実態把握に努め、基幹署への情報の集約を徹底し、的確な連携調査を実施する。

#### ト 公益法人等への取組

公益法人等については、税の優遇措置が設けられており、社会的関心も高いことから、引き続き、法人税のみならず、消費税、源泉所得税の適正な課税を確保する観点から非収益事業を含めた法人全体の事業実態の把握に努める（長期間活動実績がない公益法人等に対する的確な情報収集を含む。）とともに調査の充実を図る。

なお、署において調査を行うことが難しい公益法人等については、局法人課税課において、関係部署と協議の上、調査担当部署を確定し、適切な調査体制の編成を図る。

また、租税特別措置法第40条の規定により譲渡所得が非課税とされた寄附を受けている公益法人等の調査に当たっては、署資産課税部門に確実に連絡する。

### (2) 電子データを基本とした事務処理の効率化に向けた取組

e-Tax の普及拡大に伴い、書面を基本とした事務処理から電子データを基本とした事務処理への移行を徹底していくため、e-Tax 申告書の申告審理・調査選定等の事務処理に際し、大型液晶ディスプレイ等を有効活用してペーパーレスによる事務処理の更なる効率化を図っていくとともに、大型液晶ディスプレイ等非設置署においても、ペーパーレスによる事務処理の推進に努める。

なお、事務処理の効率化推進の観点から、e-Tax 既利用法人で特に財務諸表や勘定科目内訳明細書を書面で提出している法人について、これらの提出書類を e-Tax により提出するよう要請するなど、引き続き、各法人の利用状況に応じた効果的・効率的な勧奨に努める。

【参考計表】

(表1) 法人税の申告の状況(署所管法人)

年度等 項目			27	28	29	前年比
申告件数	件		2,801,329	2,838,008	2,872,984	101.2%
内 有 所 得	件		891,338	934,678	973,926	104.2%
訳 無 所 得	件		1,909,991	1,903,330	1,899,058	99.8%
有所得 申告割合	繰欠控除後	%	31.8	32.9	33.9	1.0P
	繰欠控除前	%	57.1	57.5	58.1	0.6P
申告所得金額	億円		179,872	196,694	213,754	108.7%
申告欠損金額	億円		84,327	79,272	73,276	92.4%
有所得1件当たり 所得金額	千円		20,180	21,044	21,948	104.3%
無所得1件当たり 欠損金額	千円		4,415	4,165	3,859	92.6%
申告税額	億円		38,207	40,139	42,944	107.0%

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月31日までに申告のあったものを集計している。  
 2 「法人税申告状況集計表」による。

(表2) 消費税の申告の状況(署所管法人)

年度等 項目			27	28	29	前年比
納稅申告	申告件数	千件	1,815	1,828	1,834	100.3%
	申告税額	億円	78,966	83,295	83,163	99.8%
	1件当たり	千円	4,351	4,557	4,535	99.5%
還付申告	申告件数	千件	122	128	134	104.7%
	申告税額	億円	6,935	6,919	7,299	99.8%
	1件当たり	千円	5,662	5,398	5,441	105.5%
計	申告件数	千件	1,937	1,956	1,968	100.6%
	申告税額	億円	72,031	76,376	75,864	99.3%

(注) 1 課税期間が各年4月1日から翌年3月31日までに終了したもののうち、翌年6月末(国・地方公共団体等については翌年9月末)までに申告のあった当初申告の事績である。  
 2 「消費税申告・処理状況表(当初申告)」による。

(表3) 法人税の実地調査の状況(署所管法人)

項目	事務年度		27	28	29	前年比
	処理件数	千件				
処理件数	千件	2,998	3,027	3,054	100.9%	
調査件数	千件	91	94	95	100.9%	
増差所得金額	億円	4,662	4,779	5,270	110.3%	
不正所得金額	億円	2,199	2,376	2,701	113.7%	
追徴本税額	億円	821	807	915	113.3%	
分析	実調割合	%	3.0	3.1	3.1	0.0P
	更正等割合	%	73.6	73.8	74.1	0.3P
	不正発見割合	%	19.8	20.5	21.2	0.7P
	1件当たり 増差所得金額	千円	5,133	5,071	5,540	109.2%
	不正1件当たり 不正所得金額	千円	12,226	12,291	13,404	109.1%

(注) 1 「法人税階級別の処理の状況」及び「法人税階級別の調査の状況」による。

2 「追徴本税額」には、地方法人税が含まれる。

(表4) 消費税(法人)の実地調査の状況(署所管法人)

項目	事務年度		27	28	29	前年比
	実地調査件数	千件				
実地調査件数	千件	87	91	91	100.7%	
非違件数	千件	51	53	53	100.5%	
追徴本税額	億円	292	423	411	97.3%	
非違発見割合	%	58.0	58.7	58.6	▲0.1P	
調査1件当たり 追徴本税額	千円	334	467	451	96.6%	

(注) 「消費税階級別の調査の状況」による。

(表5) 消費税(法人)の実地調査の状況(署所管法人:消費税申告態様別)

項目	事務年度			28			29			前年比		
	納稅	還付	無申告	納稅	還付	無申告	納稅	還付	無申告	納稅	還付	無申告
実地調査件数	千件	81	6	3	82	6	3	100.9%	98.0%	101.9%		
非違件数	千件	47	4	3	47	4	3	100.6%	99.1%	101.3%		
追徴本税額	億円	228	145	50	243	112	56	106.7%	77.4%	112.6%		
非違発見割合	%	57.7	57.1	92.7	57.5	57.8	92.1	▲0.2P	0.7P	▲0.6P		
調査1件当たり 追徴本税額	千円	280	2,272	1,764	296	1,795	1,951	105.7%	79.0%	110.6%		

(注) 「消費税階級別の調査の状況(消費税申告態様別)」による。

(表6) 実況区分の状況（署所管法人）

項目・件数等	件 数	割 合	内 容
第1グループ			過去の申告事績及び調査事績からおおむね適正な申告を継続していると認められる法人
第2グループ			第1グループ又は第3グループに区分して管理する法人以外の法人
第3グループ			過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報から不正計算が想定されるため、社会経済情勢の変化に対応した的確な調査事務運営を図るため又は適正な課税の実現若しくは納税秩序の維持等を図るため、特に注視する必要があると認められる法人
合 計	3,054,037	100.0%	

(注) 「法人税階級別の処理の状況（実況区分別）」による。

(表7) 海外取引法人等に対する調査の状況（署所管法人）

項 目	事務年度		27	28	29	前年比
	実 地 調 査 件 数	件	11,348	11,927	14,860	
海外取引等に係る非違があった件数	件	2,550	2,566	3,718	144.9%	
うち不正計算があつた件数	件	363	445	645	144.9%	
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	億円	430	472	480	101.7%	
うち不正所得金額	億円	104	157	175	111.2%	

(注) 「法人税等処理状況報告書（その6 海外取引法人等に対する調査の状況）」等による。

(表8) 稼働無申告法人に対する法人税の実地調査の状況（署所管法人）

項目	事務年度		27	28	29	前年比
	件数	件				
実地調査件数	件	2,543	2,612	2,587	99.0%	
更正等件数	件	2,536	2,594	2,579	99.4%	
不正発見件数	件	312	363	434	119.6%	
増差所得金額	億円	204	213	217	101.8%	
不正所得金額	億円	79	105	126	119.8%	
分析	更正等割合	%	99.7	99.3	99.7	0.4P
	不正発見割合	%	12.3	13.9	16.8	2.9P
	1件当たり 増差所得金額	千円	8,019	8,149	8,373	102.7%
	不正1件当たり 不正所得金額	千円	25,373	28,950	29,001	100.2%
	1件当たり調査日数	日	9.0	9.4	9.4	0.0日

(注) 「法人税階級別の調査の状況（所得態様別）」による。

(表9) グループ法人の状況（署及び調査課所管法人）

(単位：件)

グループ法人数	基幹・構成員区分	
	基幹法人数	構成員数
937,918	326,198	611,720

(注) 平成31年1月アウトプットデータ（平成30年12月末現在）による。

(表10) 連携調査の状況（署所管基幹法人）

項目	事務年度		27	28	29	前年比
	件数	件				
調査件数	署所管基幹法人	件	653	632	568	89.9%
	署所管法人	件	1,294	1,314	1,022	77.8%
	調査課所管法人	件	3	2	4	200.0%
	個人等	件	404	429	304	70.9%
計		件	2,354	2,377	1,898	79.8%
署所管法人分	増差所得金額	百万円	31,596	37,853	37,566	99.2%
	不正所得金額	百万円	23,769	28,081	32,594	116.1%
	更正等割合	%	78.3	85.6	86.3	0.7P
	不正発見割合	%	47.3	57.2	60.3	3.1P
	1件当たり 増差所得金額	千円	16,228	19,452	23,626	121.5%
	不正1件当たり 不正所得金額	千円	25,836	25,208	34,023	135.0%

(注) 「法人税等処理状況報告書（その10 連携調査の状況）」による。

(表11) 連結法人の状況（署所管法人）

(単位：件)

連結法人	親・子区分	
	連結親法人数	連結子法人数
3,924	970	2,954

(注) 設立解散等の状況（平成30年6月末現在）による。

(表12) 連結申告の状況（署所管法人）

項目	年度等		27	28	29	前年比
	申告件数	件	860	907	944	
申告	黒字申告割合	%	47.0	48.6	51.7	3.1P
	申告所得金額	億円	1,113	1,384	1,625	117.5%
	申告欠損金額	億円	414	585	340	58.1%
	個別所得金額	億円	1,826	1,910	2,435	127.5%

(注) その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月31日までに申告があったものを集計している。

(表13) 連結調査の状況（署所管法人）

項目	事務年度		27	28	29	前年比
	調査件数	件	43	39	34	
分析	増差所得金額	百万円	4,408	1,857	1,829	98.5%
	不正所得金額	百万円	531	637	372	58.5%
	追徴本税額	百万円	1,339	291	273	93.6%
	不正発見割合	%	23.3	23.1	20.6	▲2.5P
	1件当たり 増差所得金額	百万円	103	48	54	112.9%
	不正1件当たり 不正所得金額	百万円	53	71	53	75.2%

(注) 1 「法人税階級別の調査の状況」による。

2 「追徴本税額」には、地方法人税が含まれる。

(表14) 組織区分別公益法人数等の状況（署所管法人）

	処理法人数	源泉徴収義務者数	損益計算書提出法人数
財団・社団法人	14,577	22,134	3,065
社会福祉法人	2,300	22,533	12,755
宗教法人	13,502	51,540	1,429
学校法人	2,365	8,151	3,162
その他の	5,101	61,361	2,418
合計	37,845	165,719	22,829

(注) 1 処理法人数は、「法人税階級別の処理の状況」による。

2 源泉徴収義務者数は、平成30年6月末現在の計数である。

3 損益計算書等提出法人数は、平成29年7月から平成30年6月までに終了した事業年度の損益計算書等について、翌年3月末までに提出があったものを集計している。

(表15) 公益法人等の申告及び調査の状況（署所管法人）

項目	年度等		27	28	29	前年比
	申告件数	件	35,610	36,684	37,612	
申告	売上金額	億円	64,815	62,222	60,726	97.6%
	所得金額	百万円	191,873	207,094	216,729	104.7%
調査	調査件数	件	721	694	645	92.9%
	増差所得金額	百万円	5,328	5,654	17,614	311.5%
	不正所得金額	百万円	430	177	460	259.9%
	不正発見割合	%	3.9	3.5	4.3	0.8P
	調査1件当たり 増差所得金額	千円	7,389	8,147	27,308	335.2%
	不正1件当たり 不正所得金額	千円	15,368	7,356	16,418	223.2%

(注) 1 「申告」については、その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月31日までに申告があったものを集計している。

2 法人税階級別の申告の状況（公益法人等）及び法人税階級別の調査の状況（公益法人等）による。